

## 公立大学法人山梨県立大学理事規程

(平成22年4月1日制定 法人第2102号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学定款第8条に規定する理事に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）に、次の担当の理事を置くことができる。

- (1) 総務担当
- (2) 経営担当
- (3) 教育・厚生担当
- (4) 研究・交流担当
- (5) その他理事長が特に命じる事項

2 前項の理事は、非常勤とすることができる。

(選考)

第3条 理事の選考は、理事長が行う。

(解任)

第4条 理事の解任は、理事長が行う。

(資格)

第5条 理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、法人の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者でなければならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、理事に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。